

学童保育の充実に関する意見書

今日、共働き・ひとり親家庭の小学生が、放課後や学校休業中、安全で安心して生活することを保障する学童保育の必要性はますます高まっている。

また、働きながら子育てをする保護者にとっては、仕事と子育ての両立支援のために欠かせない学童保育への要望は、いっそう強まっている。

政府は、10年後に学童保育利用児童を3倍に増やすことを目標とし、「質の高い放課後児童健全育成事業の推進」を行う方針を明らかにしている。

児童福祉法に基づき、学童保育の量的、質的拡充を着実に実現することが求められる。

よって政府及び国会は、下記の事項を速やかに実行するよう強く要望する。

記

- 1、国の定めた目標にそって、地方自治体が学童保育を増やせるよう、財源措置や補助単価の引き上げを行うこと。
- 2、2010年までに「71人以上」の学童保育が分割できる特別な財政措置を行うこと。
- 3、70人以下の学童保育については、適正規模を「40人以下」とし、十分な予算措置を行うこと。
- 4、指導員の配置基準を明確にすること。
- 5、指導員の身分、労働条件を確立し、継続して働き続けられるよう必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 11月 5日

摂津市議会